

福祉

タクシー利用料金を助成

町内在住の重度心身障害者の方に
対し「タクシー利用料金助成制度」
を設けています。

助成は、福祉タクシー券を交付す
ることにより、タクシーの基本料金
相当額を助成します。

●対象者／有田川町の住民基本台帳
に登録があり、次のいずれかの手
帳をお持ちの方

- ①身体障害者手帳1級・2級
- ②療育手帳A1・A2

③精神障害者福祉手帳1級
※場合によっては助成の対象にならな
いことがあるので、ご注意ください。

●交付枚数／年間最大24枚

●利用できるタクシー会社／有田交
通・有鉄観光タクシー・末広タクシー
(株)・わかばの郷・つばめ介護タク
シー・介護タクシー太陽・南交通(株)

●利用可能期間／4月1日～平成30
年3月31日

●申請に必要な物／対象となる障害
者手帳・印鑑

●申請受付窓口／吉備庁舎住民課・
金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行
政局住民福祉室

☎金屋庁舎やすらぎ福祉課

ご存じですか?この手当

【特別児童扶養手当】

●対象者／20歳未満で、身体や知的
または精神に中程度の障害もしくは
は長期にわたる安静を必要とする
症状にある児童を監護している父
もしくは母、または父母に代わっ
て児童を養育し、主として対象児
童の生計を維持している方。

※所得による支給制限があります。
※申請が必要です。

●手当支給月額

- ・1級／5万1,450円
- ・2級／3万4,270円

●次の場合は手当を受けることがで
きません。

- ①児童が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が障害を支給事由とする公的
年金を受けることができるとき
- ③児童が児童福祉施設などに入所し
ているとき

【障害児福祉手当】

●対象者／20歳未満で、身体・知的
または精神に重度の障害の状態に
あるため、日常生活において常時特
別の介護を必要とする在宅の児童。

※所得による支給制限があります。
※申請が必要です。

●手当支給月額／1万4,580円

●次の場合は手当を受けることがで
きません。

①施設に入所しているとき(シヨ
トステイは除く)

②児童が障害を支給事由とする公的
年金を受けることができるとき

【特別障害者手当】

●対象者／20歳以上で、身体や知的ま
たは精神に著しく重度の障害の状態
にあるために、日常生活において常
時特別の介護を必要とする在宅の方。
※所得による支給制限があります。
※申請が必要です。

●手当支給月額／2万6,810円

●次の場合は手当を受けることがで
きません。

①施設に入所しているとき(シヨ
トステイは除く)

②病院に3カ月以上入院しているとき
【既にこれらの手当を受けている方へ】

既に手当を受けている方は、その
手当に応じて、いろいろな届け出を
する義務があります。「障害程度に
変動があった」「住所を変更した」「所
得更正した」「所得の高い扶養義務
者と生計を共にするようになった」
などの時は届け出てください。

もし届け出が遅れたり、届け出を
しなかつたりした場合には、手当の支
給が受けられなくなったり、返してい
ただいたりすることがありますので、
必ず忘れずに届け出てください。

☎金屋庁舎やすらぎ福祉課

老人日常生活用具の給付

町民税非課税世帯の1人暮らし高
齢者などで、心身機能の低下により
次の用具が必要と認められる方を対
象に、用具の給付制度があります。

※事前申請が必要

●用具と基準額
・火災報知機(取り付け費は除く)
／4,000円

・電磁調理器(卓上式)／2万円
・自動消火器／3万900円

☎金屋庁舎長寿支援課

あんしんシステム
(緊急通報装置) 貸与します

●対象

・介護認定を受けている1人暮らし
の高齢者の方

・1人暮らしの重度身体障害者の方

・1人暮らしの突発的な症状で生命
に危険のある持病をお持ちの方

※町内の同一区域内に子や孫が居住
している場合は貸与できません。

●貸与費用

・設置工事費(設置時)／1,534円
・電池代(2年に1回)／400円

☎金屋庁舎長寿支援課